## 未熟児養育医療の給付対象者の条件

<u>**医師から未熟児養育が必要と認められたかた**</u> (次の1又は2を満たすかた) が対象となります。

- 1.出生時体重 2,000 グラム以下であること
- 2.「生活力が特に薄弱」であって、次に掲げる「いずれかの症状」を示していること
  - (1) 一般状態
    - ア 運動不安、けいれんがあるもの
    - イ 運動が異常に少ないもの
  - (2) 体温が摂氏 34 度以下のもの
  - (3) 呼吸器、循環器系
    - ア 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
    - イ 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
    - ウ 出血傾向の強いもの
  - (4) 消化器系
    - ア 生後24時間以上排便のないもの
    - イ 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
    - ウ 血性吐物、血性便のあるもの
  - (5) 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

※主治医が記入する意見書等を参考に給付対象であるかを審査します。